

若者政策に関する政策提言

一般社団法人 日本若者協議会 関東支部

2025年4月

目次

I. 若者の政治参加	3
●学校内民主主義・主権者教育の推進.....	3
●政策形成過程への若者の参画.....	4
●若者が主体となって活動する団体への支援.....	5
●その他.....	6
II. 教育	7
●疲弊する学校環境の改善.....	7
●最高の学生都市「東京」に向けた教育の質向上.....	8
●進学・就職の機会拡大.....	10
●困難を抱える児童生徒の課題解決.....	11
III. ジェンダー	13
●性加害撲滅のための政策推進.....	13
●性と生殖に関する健康と権利（SRHR）を保障する社会制度の整備.....	15
IV. 暮らし	18
●結婚・妊娠・子育てがしやすい東京へ.....	18
●安心安全で快適な街づくり.....	21
V. 気候変動・脱炭素	23
●意思決定プロセスの中立性・公平性の確保.....	23
●気候危機への対応とエネルギーの安定供給の実現.....	24
●気候変動対策に関する教育・周知の強化.....	25

Executive Summary

問題意識

わが国は戦中より形成された「社会モデル」が根強く残り、画一的でレジリエンスがない社会となっている。そのため、我々を取り巻く環境と社会構造に不一致が生じており、1人ひとりが望む自分のあるべき生き方を決定することを阻害している。

政治参加

- 校則の改正プロセスを明文化する条例の作成及び通知の発出
- 学校運営への児童生徒の参加促進
- 学校における政治的中立性の緩和
- 審議会に「若者」枠を設定
- 若者団体への経済的支援

教育

- 学校における働き方改革の推進
- 児童生徒が自らの権利を知ることができる教育
- 都立高校1校のみの受験の廃止
- いじめ加害者に対する出席停止措置の簡易化やケアの強化

ジェンダー

- 痴漢対策の強化
- 加害者に対する再犯防止対策の実施
- 包括的性教育の拡充
- 生徒による盗撮行為への対策強化

くらし

- 現役世代への家賃補助（特に大学生・大学院生に対して）
- 出産後に再就職活動を行なっている家族が抱える「保育所入園の壁」の解消
- 中高生以上向けの遊び・活動拠点の整備

脱炭素

- 気候市民会議の開催
- 学校における省エネルギーの推進（特に断熱対策）
- 東京都心地域の緑地比率の向上



Ⅰ．若者の政治参加

★は重点項目

●学校内民主主義・主権者教育の推進

(1) 校則の改正プロセスを明文化する条例の作成&通知の発出★

東京都が2021年4月に「校則等の自己点検及び見直しの実施について（通知）」を発出し、教職員や生徒、保護者等が話し合う機会を設定した上で校則の見直しを行ったことは非常に画期的である。しかし児童生徒の意見表明及び提案等に対する学校や教職員の対応が、学校・地域・個人等によって差が生じている現状が存在する。健全な学校内民主主義の促進と機会均等の観点から、東京都・東京都教育委員会が主導し全国に先駆けて各高等学校等における校則の改正プロセスを明文化する条例を作成し、通知を発出すべきである。実際、韓国等では条例で学校内民主主義を保障している。

(2) 学校運営への児童生徒の参加促進とサポートの充実

現状の主権者教育は、多くの学校で授業内の実践に限定されることが多く、児童生徒にとって最も身近なコミュニティである学校生活において実践する機会が担保されていない。「東京都子ども基本条例」に基づき、学校運営への児童生徒の参加を促進し、日々の生活のなかで民主主義の実践の機会を提供すべきである。

- 「民主主義教育」を学校の最上位目標に位置付けるべき。
- 海外にて先行事例のある「学校自治に関する条例」を制定し、学校ごとに学校自治会議等の会議体を設置するべき。
- 三者協議会（四者協議会）を設置（子どもの声を聞く仕組みづくり）するべき。
- 生徒が外部の専門家に直接相談できる仕組み（生徒会支援やカウンセラーなど）を作るべき。海外では学校運営における児童生徒の利害調整・合意形成・課題解決を支援する専門人材を設置する「調停者制度（メディエーター）」がある。
- 成績付けや授業・教員評価へ児童生徒が参加するべき。
- 教育委員会での年齢要件を撤廃するべき。

(3) 学校内民主主義の現状把握と理解の促進

生徒会活動や校則等の学校運営の現状については、これまで具体的な調査が行われておらず実態が明らかになっていないことが多い。東京都・東京都教育委員会として県内の教育機関を対象に調査を実施し、実態を把握したうえで、学校評価の観点に「児童生徒の声・関与」を取り入れることが必要である。

また、児童生徒の学校運営参加への教職員・保護者等の理解を深めるため、教職員や保護者向けに主権者教育や学校内民主主義、学校運営の在り方に関する研修を実施すべきである。

(4) 私立学校における児童生徒の権利侵害事案への救済に向けた制度づくり

教育委員会の管轄外に置かれる私立学校は都道府県知事の管轄であり、東京都の場合は、生活文化スポーツ局私学部が担当の部署になる。しかし、私学部は相談対応に特化した部署ではないうえ、私立学校法第5条によって私立学校への行政の介入が制限されていることから、いじめ放置や不適切指導、理不尽校則、不実告知などの権利侵害が放置されているような危険な状況であっても、運営する学校法人に対して行政指導に基づいた助言等しか行うことができない。権利侵害が発生した際、公立学校には教育委員会の専門窓口など相談・解決のための窓口が複数ある一方、私立学校の問題に対応した相談先はほぼ皆無である。都の私学部、総務省の人権相談窓口なども十分な対応ができず、市区町村でも私立は「管轄外」とされて当事者児童生徒・保護者がたらい回しにされるケースも多い。

また、私立学校法第113条に基づき、都道府県は運営に問題のある私立学校に対して措置命令や役員解任勧告を出すことができるが、実際の運用例は過去10年間で全国で2法人・3件のみと極めて少なく、東京都では一度も運用されていない。これらもいずれとも不正会計などの経営上の問題で、児童生徒の権利擁護を理由とする運用例はなく、都道府県は子どもの権利擁護の観点からこの規定をより積極的に運用するべきである。

更に、韓国のソウル市などでは、自治体で児童生徒人権条例を定めて、学校内の子どもの権利を保障しており、第三者機関を設置して人権侵害を放置する学校へ調査・勧告・公表などを行い、人権救済を行っている。これは、市内の学校であれば、私立学校も対象となる。東京都においても、学校内における子どもの権利救済都市の先駆けとなり、このような条例の整備、並びに第三者機関の設置がなされるべきである。

「私学の自主性」は当然重要であるが、私立学校も公教育であり、昨今の私学無償化に伴ってよりガバナンスや公共性が問われている。私立学校問題に特化した相談窓口の設置や、私立学校法第113条に基づく措置命令のより積極的な運用、児童生徒の権利侵害を防止する条例の整備、権利救済に特化した第三者機関の設置がなされるべきである。東京都の全ての子どもが安心して学校に通えるよう、国公立問わず児童生徒の安全管理・権利救済には行政として実効力をもって対応していくことを強く求める。

(5) 学校における政治的中立性の緩和・主権者教育に関する小中学校向け副教材の改善★

現在の主権者教育は、教職員の政治的中立性を過度に意識するあまり、民主主義の制度的な理解の促進に限られていることが多い。実際に全国の国公私立の高等学校を対象に行われた標本調査¹でも、公職選挙法や選挙制度の仕組みへの理解という項目が第3学年の全体で76.1%を占める現状がある。

また、政治的中立性を守ることが、教育現場において現実の政治的事象を扱わない状態につながっており、その効果が十分に発揮されていない。東京都選挙管理委員会が作成した主権者教育補助教材「みんなの将来が決まる？選挙（1票）のチカラ」は身近な地域課題や現実の政治的事象を取り扱うものではなく、改善の要があると考えられる。有効的な主権者教育を目指し、身近な地域課題や現実の政治的事象をテーマとして取り扱い、児童生徒から多様な意見を引き出せるような主権者教育に関する副教材を開発するべきである。

●政策形成過程への若者の参画

(6) 審議会に「若者」枠の設定★

東京都の審議会等は、構成員の平均年齢が非常に高く、若い世代の声が反映されていない。日本の国政選挙で最も若い世代の投票率の高い山形県では、県の審議会に若者枠（20-30歳代）を作り、日常的に政策の意思決定に若者を関与させている。

また、イギリスの「ヤングメイヤー制度」を先行事例として、若者から地域のリーダーを選出し、予算と職員を配分した上で若者施策の推進を図るべきである。なお、ロンドン市ルイシャム区の事例では、13歳～17歳をヤングメイヤーの被選挙権者とし、ヤングメイヤーには年間400万円の予算と職員2名が割り当てられている。

(7) 若者議会・若者協議会の設置

行政やまちづくり、政策形成過程において若者の参画を促進させるため、若者によって構成される「若者議会」や「若者協議会」を設置すべき。また、形骸化する可能性が高い単純な意見聴取に終始するだけでなく、一定額以上の予算決定権や活動費を与えることが重要。愛知県新城市に設置されている若者議会は、若者の意見をまちづくりに取り入れるため条例によって設置され、実際に年間予算1,000万円が割り振られている。

¹文部科学省「令和4年度主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査」（2023年5月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2023/mext_00119.html

(8) デジタル請願の設置

台湾やイギリスでは、議会のHPで民間からの請願（提言）を受け付ける仕組みがあり、一定数以上の賛同が集まると、議会もしくは行政機関が具体的に対応しなければならないことになっている。日本でもデジタル時代に合わせた政治参加の方法を模索するべきである。

●若者が主体となって活動する団体への支援

(9) 若者団体への経済的支援★

現状、若者団体に限定した政府の経済的支援は存在しない。例えば、2015年に創設された子どもの貧困対策等を進める「子どもの未来応援基金」の支援対象は子どもの支援団体となっている。そのため、我が国の若者団体の多くが長続きせず組織規模も拡大しないため、十分な社会的インパクトをもたらすことができていない。他方、スウェーデンでは、子ども・若者団体に絞った助成金を3億5000万SEK（約45億円）も拠出しており、大学の学生組合、スポーツ・文化団体等の若者団体などが専属のフルタイムスタッフを雇うことができ、民主的かつ安定した運営をすることができている。当事者で構成される若者団体に限定した形の助成金を創設することを求める。

(10) 中高生以上向けの遊び・活動拠点の整備

近年、年々、インターネット空間（SNSなど）を居場所と感じる小中高生が増えており、彼ら彼女らが家庭や学校、習い事以外で放課後等を過ごせる場が不足している。既存の児童館等においては小学生が主なターゲットとなっており、中高生の居場所となりうる場所が少なく、商業施設や大人が利用するコワーキングスペース等で余暇を過ごしている。安心して過ごせる居場所を整備するため、以下を求める。

- 都保有施設における若者割の創設
- 都立公園や都保有施設において子ども若者の意見を反映した整備と管理の推進
- 若者と場所や社会とを媒介するユースワーカーの常駐
- 中高生向け施設に関する情報の一覧化

●その他

(11) 公立小中高校の都議会への訪問

社会科見学等で国会議事堂へ見学する機会が多いが抽選制であり、訪問できない学校も多い。政治参加の意識を高める、東京都の身近な議題を取り扱う東京都議会や各区議会に公立の小中高校の児童生徒が訪問できるよう、各学校に広報を行うべきである。

II. 教育

★は重点項目

●疲弊する学校環境の改善

(1) 学校における働き方改革の推進★

「教員勤務実態調査（令和4年度）²」によると、小学校教諭の14.2%、中学校教諭の36.3%が過労死ラインを上回る時間外労働を行っている。前回調査時と比較して改善の傾向がみられるが、依然として教職員の負担は重い。これらを背景に教職員の余裕がなくなり生徒児童との関係は画一的で支配的なものとなっている。よって、以下を提言する。

- 正規採用教員の増員
- 都学力調査の目的が「調査」であれば悉皆式から抽出式に改める
- 部活動の地域スポーツへの移行（もしくは部活動指導員の積極的な採用）
- 要支援度の高い学校から少人数学級・少人数指導体制を導入する
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の学校に関する専門職の常勤化と増員

(2) 職員会議の活性化

東京都では2006年4月に教育長名で各都立学校の校長に対して「学校経営の適正化について」（通知）を发出し、校長の意思決定を束縛する教員の「挙手」「採決」を行わないこととした。その結果、教員同士の合議制が失われ、生徒に対しても言われたことを守る態度が過度に求められるようになった。理由を説明できない校則を守らせることによる教職員の負担加や児童生徒が学校運営に積極的に参加する学校内民主主義を阻害する原因となっている。同通知を廃止し、民主的で開かれた学校運営とするべきである。

(3) 東京都都立学校ICT支援員の改善

GIGAスクール構想やコロナ禍を背景に、タブレット端末の配布等のインフラは順調に整備されている。他方、開発・使用しているシステム・ソフトウェアの品質や通信ネットワークに課題がある。特に文科省が2024年に設定した固定回線の帯域の目安を満たす学校は2割程度に止まっている³。

² 文部科学省「教員勤務実態調査（令和4年度）」https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01232.html

³ 文部科学省「学校のネットワークの現状について」

https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_jogai01-000035663_1.pdf

業務の効率化、教育の質向上に欠かせない学校のDX化を推進するためには、「DX推進のノウハウをもった人材」が不可欠である。しかし学校現場に学校DX人材は少なく、東京都立学校ICT支援員（デジタルサポーター）の雇用条件は業務内容に給料が見合っておらず十分な人材が集められるとは言い難い。東京都立学校ICT支援員の待遇を見直し、公立学校のDXを推進する人材を各所に配置するべきである。

●最高の学生都市「東京」に向けた教育の質向上

(4) 児童生徒が自らの権利を知ることができる教育★

現状は「義務教育」を終えても、実社会で生きるために必要な知識が与えられていない。具体的には、勤務先とのトラブルに遭った際の解決方法や労働者の権利、法律を変える方法、クレジットカードの意味、性に関するトラブルを防止・回避する方法、性別問わず結婚・子育てや職業について自由があることなどが教えられておらず、社会に出た後に自分で身につけなければならない状態になっている。

成人年齢引き下げに伴い、高校生のうちから自己責任で行動しなければならない範囲が増えた。ルッキズムの風潮が高まり、美容整形を受けて消費者トラブルに巻き込まれるケースも多い。自分が行使できる権利を身につけられる以下のような教育を拡充するべき。

1. 民主主義教育（生徒会活動やTEENSSQUARE等による都政への参加の促進）
2. 人権教育
3. 包括的性教育（性教育やわかさば等の支援機関に関する周知）
4. 消費者教育（消費者契約法やクーリングオフ制度に関する知識）
5. 金融教育（クレジットカードの取り扱い）

(5) 児童生徒の主体性が尊重される学校（内申書制度の見直し）

現行の内申書による評価は児童生徒に「よい子競争」を強いている。中村高康 東京大学教授の研究⁴によると、中学校入学から学年が上がるにつれて内申書を意識する割合が増えていき、中学3年生では約8割近くが「意識する」と回答した。内申書をよくするために「先生に反発しないようにした」「友達と仲良くしているように振る舞った」と回答する児童生徒も多く、内申書によって自らの行動を縛り、無理して学校生活を過ごしている。

序列化する評定・数値化から脱却し、児童生徒の主体性が損なわれない学校にするため、内申書は廃止するべき。また都立高校入試における内申点の取り扱いも見直すべきである。

⁴ 中村高廉「高校入試と内申書」中央公論新書

(6) 奨学金制度の拡充

大学の授業料上昇とともに、授業料は学生・親への大きな負担となっており、世界的に見ても、日本の家計負担は非常に高い（OECD諸国の中で高等教育費の家計負担割合はワースト3位⁵）。返済不要の給付型奨学金を拡充することでこの負担を軽減すべき。

また東京都は2025年度から大学卒業後に都内で教員や自治体の技術職員として就職した場合、奨学金返還額の半分を肩代わりする制度を始める。この制度を拡充し、「介護」「保育」等の人手不足の分野も対象に加えるべきである。

そして困難を抱えた家庭を支援するべく、親が大卒でない「ファーストジェネレーション」に対する支援も求める。

(7) 地域や民間企業を巻き込んだ産学官連携型教育の推進

カリキュラムやアフタースクールなどを通じて、民間企業の社員や研究者、大学生などと触れ合える機会を増やすことは、実社会で活躍できる人材を輩出する観点から有効である。例えば埼玉県戸田市は、70を超える企業や大学など関係機関と連携し、小中学校におけるプログラミング教育を実施している。東京都でも同様の取り組みを推奨すべきである。

(8) アウトプットを増やす教育の充実

論文執筆（卒業論文等）は、自ら問いを立て、論理的な思考力が身に付く探究型学習であり、「自分の頭で考える」という土台となるため社会に出ても非常に役立つが、私立高校以外ではあまり行われておらず、これを公立高校にも広げていくべき。同時に十分な指導を行うためには下述の教員数増加も欠かせない。

(9) 大学等の先取りプログラム（AP|Advanced Placement）の受講推奨

Advanced Placement (AP) プログラムは、高校生が大学レベルの学問に挑戦し進学準備を強化するための教育プログラム（大学進学後には単位認定）である。米国を中心に発展しており、高度な学習機会を高校在学時に提供し、グローバルな視野を持つ人材育成に繋がる効果がある。東京都においても、都内公立高校において受講を推奨・支援する仕組みを整えるべきである。

(10) 海外一流大学のキャンパス誘致

東京都が国際的な教育・研究拠点としての地位を確立し、グローバル人材育成や産業振興を促進するためには海外の一流大学のキャンパスを積極的に誘致することが有用である。韓国・仁川では、世界の名門大学を誘致し教育・研究の国際的な拠点を構築する「グローバル

⁵ 文部科学省「図表でみる教育（Education at a Glance）OECDインディケータ」

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/index01.html

キャンパス」の取り組みが進められている。東京全体が国際社会で競争力を持つ「知識集約型社会」とするべく、キャンパス運営に必要なエンダウメント（大学基金）の設立支援や初期投資費用を提供し、誘致環境を整えるべきである。

●進学・就職の機会拡大

（11）都立高校1校のみの受験の廃止★

現在、都立高校の入試は単願制を採用している。そのため家庭の経済力に不安がある生徒は不合格のリスクを踏まえ、安全なレベルの学校を受けざるをえない状況が生じており、不公平かつ非効率である。他方、併願制を採ると複数の高校に合格した生徒が選択しなかった高校において欠員が生じ新たな非効率が生じる。

そのため「受け入れ保留アルゴリズム（DA）」方式を導入すべきである。DA方式とは志望校と生徒の希望を効率的かつ公平にマッチングするための方法であり、仕組みは以下の通りである。

1. 生徒が第1志望から順に自分が行きたい高校をリストアップして提出する
2. 東京都の公立高校共通試験の点数を基準に生徒と高校の希望順位を作成する
3. 生徒が第1志望の高校に割り当てられるかどうかを判定する。定員が満たされた場合、その高校を希望していた生徒は次の志望校へ移動する（このプロセスを繰り返し、最終的にすべての生徒が可能な限り希望に沿った高校に割り当てる）

DA方式を導入することにより、点数が高い生徒が不合格となり点数が低い生徒が合格するという不公平な状況を防ぎ、児童生徒は「受かりそうな学校」を選ぶ戦略的な読み合いをする必要がなくなる。

（12）1人1社制度の改善

都内高校生が就職時に学校を通じて応募をする場合、応募先を同時に1社に限定する制度が設けられている。就職活動を短期間で終わらせることで学業への影響を少なくできる一方、高校生の主体的なキャリア選択機会の喪失や学校現場の負担増加という課題がある。現行では、採用選考開始日から一定期間経過後は複数社への応募が可能となっているが、問題の解決には繋がっていない。選考開始日から複数社を受けられるよう採用慣行を見直すべきである。

（13）日本英語能力検定等の補助制度の創設

現在、学校型推薦選抜入試や総合型選抜入試、一部の一般入試などで日本英語能力検定をはじめとする検定資格を出願要件、選考基準に設けている高校・大学が一定数存在している。しかし近年は受験料の値上げが相次ぎ、日本英語能力検定は2024年度から準1級が1万

600円、2級が9,700円、準2級が9,100円、3級が7,800円となる。家庭の経済的に余裕のない生徒は挑戦する機会が少なくなり、大学入試等において不利益を被っている。

東京都北区は独自の支援事業を立ち上げ、区立小・中学校に通う児童・生徒について、各種検定料を全額補助している。これらの例を参考に検定試験の補助制度を整備すべきである。

●困難を抱える児童生徒の課題解決

(14) いじめ加害者に対する出席停止措置の簡易化やケアの強化

いじめがきっかけで、被害者は恐怖感などから不登校になったり、転校を余儀なくされるケースは珍しいものではない。一方、加害者は、何事もなかったかのように変わらない日常生活を送っている現実もある。

2021年に行なわれた名古屋大学大学院の内田良准教授のアンケートによれば、中学教員の45.8%、中学保護者の65.8%がいじめ加害者の出席停止を望んでいるという⁶。しかし、実際はいじめ加害者に対する出席停止措置は2015～20年度の平均で1.2件であり、ほとんど機能していない。

出席停止の利用には、教育委員会が加害者を明確に特定し、被害者の教育に妨げがあることを立証し、かつ保護者の意見も聞くなどしなければならず、非常に時間がかかり容易ではない。いじめ加害者に対する出席停止措置が容易に取れるよう仕組みを見直すべきである。また、加害者も加害行為に至る背景が存在するため、加害者に対する再発防止のためのケアも強化すべきである。

(15) メンタルヘルス教育の促進

精神疾患に罹患する人の75%が25歳未満で発症し、さらに全体の50%は14歳までに発症すると考えられており、初期段階での介入には、医療以外の局面での気づきや連携、普及啓発が重要であり、児童・青年層においては初等中等教育機関やその教育カリキュラムが果たす役割が大きい。

そのため、幼少期からメンタルヘルス教育を実施することで、児童・青年層が精神疾患に対する理解を深め、これまでは専門的な支援に結びつかなかった初期段階での介入が可能になることが期待される。

⁶ ボタンのかけ直しプロジェクト「学校のいじめ 三者調査の報告（速報版）」

<https://ijime-platform.com/wp/wp-content/uploads/2021/12/429df542fabcada4bec7fe84d98c394b.pdf>

(16) リービングケアの強化（児童養護施設出身者への支援）

満18歳を迎えると、児童福祉法の規定で、子どもたちは児童養護施設から出なくてはならないが、保護者の支援なしに、学費と生活費を稼ぐのは厳しい。神奈川県横須賀市では、2022年度から、保護者から虐待を受けて自立援助ルームに避難している18歳から19歳の大学生などに対し、生活保護と同程度の金額を支給する新たな制度が設けられる（月に7万円余りの生活費と学校に通う交通費を、生活が安定するまで最長で1年半支給）。大学生は生活保護制度の対象外となっているが、児童養護出身者や児童虐待等によって保護者の支援を受けられない学生などに対し、生活費の支援などを強化すべきである。

(17) 置き勉を推奨する明確なガイドラインの策定

近年、児童生徒が通学時に持ち運ぶ荷物の重さが問題視されている。文部科学省は2018年9月に「児童生徒の携行品に係る配慮について」という通知を発出し、宿題で使用しない教科書や副教材を学校に置いて帰る「置き勉」を認めている。しかし、東京都内では学校ごとの方針や地域差により「置き勉」を容認しないケースが依然として存在する。そこで、文部科学省の通知を基に、「置き勉」を推奨する明確なガイドラインを東京都教育委員会として策定すべきである。

また児童生徒の健康を鑑みて、ランドセルや通学バッグの重量基準（体重の15%以下）を目安として周知することも必要である。

(18) 貧困・格差に関する調査の実施

現在行われている学習状況調査や自治体が行なっている調査票には国際的水準の学術的根拠があると言い難い項目が散見される。現状、教育に関する政策・実践を分析可能なデータは極めて少ない。政策・実践の因果関係を特定するためにランダム化比較試験を教育制度内で積極的に実施することを求めたい。生徒単位で行うことが難しいのであれば、学校単位で行うことも考えられる。また東京都文京区が行っている「子ども宅食」支援事業は貧困家庭に対する実態調査として非常に有効であるので、東京都としても行うべきである。

(19) 児童虐待対策に対する公的支援

東京都における児童相談所への虐待相談は増加傾向にある。2022年度は2万1094件であり、2017年と比して約1.5倍（1万4008件）に増加している。東京都は地域で一義的な相談支援を担う区市町村の「子供家庭支援センター（子家セン）」の機能強化や児童相談所と警察の密な連携を推進している。加えて、一時保護施設や委託里親等の拡充、若者保護シェルターを公的に設置するべきである。

III. ジェンダー

★は重点項目

●性加害撲滅のための政策推進

(1) 痴漢対策の強化★

痴漢は日常に存在する最も身近な性犯罪である。日本若者協議会では痴漢撲滅に向けた要望を重ねてきており、東京都では痴漢撲滅プロジェクトが始動するなど、実態調査など一つ一つ施策が進められている。他方、まだまだ日常的に痴漢被害は発生しており、さらなる対策として以下を求める。

1. 痴漢被害についての啓発活動と情報提供活動の継続

これまでの痴漢撲滅プロジェクトにおけるウェブサイト、ポスター、啓発活動などが非常に有益であると感じる。これらの活動を今後も継続していただきたい。さらに、これらの啓発手段がさらに広範囲に届くよう、さらに充実した活動を期待する。

2. 痴漢専門の相談窓口の設置

これまで多くの痴漢被害が生じているが、相談先がわからないという声も多く、実際相談機関へ相談した被害者は数%という調査結果が出ている。そのため、痴漢専門の相談窓口を設置し、被害者へのケア、加害者の再犯防止に向けた相談を実施できる体制作りを求める、

3. 被害者や被害者に寄り添う方からアイデアを募るコンペティションの開催

2024年度に東京都が実施した「ティーンズアイデアコンテスト」のように、痴漢撲滅に向けた効果的なアイデアを被害者やその周囲の方々から募集することは、非常に意義のある取り組みである。これにより、実際の被害者が抱える課題やニーズをよりの確に反映させたプロジェクトのアイデアを得ることができると期待している。

4. 浅草線・三田線への女性専用車両の導入

現在4つの都営地下鉄線のうち、新宿線と大江戸線には朝の通勤ラッシュ時に女性専用車両が導入されているが、浅草線と三田線にはまだ導入されていない。令和5年度には日本若者協議会が東京都議会に提出した「都営地下鉄の全路線・全編成への女性専用車両の導入に関する陳情」が全会派一致で趣旨採択された。また、東京都が行った大江戸線女性専用車の利用状況に関するアンケート結果によると、利用者の半分以上が「安心して利用したいため」に女性専用車を利用しており、約72%

が「安心して利用できている」と答えていることから、女性専用車は安心して安全に交通機関を利用する権利を守ることに役立っていることがわかる。この権利をさらに守るためにも、他の二つの線への女性専用車両の導入を求める。

5. 加害者に対する再犯防止対策の実施

日本若者協議会は令和6年、東京都議会に対して「痴漢加害者に対する再犯防止プログラムの早期導入を求める陳情」を提出し、全会派一致で趣旨採択された。痴漢を繰り返す加害者に対しては、良心の呵責を感じる者も多く、そのような人々に対して再犯防止のための支援が不可欠である。再犯防止プログラムを導入し、それを受け入れやすい環境整備が急務であると考え。具体的には、性暴力の加害者に対して、誰でも気軽に相談できる窓口の開設、カウンセラーが相談に応じ再犯防止のために必要なプログラムを案内する面接相談、再犯防止専門プログラムや生活自立支援プログラムの提供などの支援策の導入を提案する。

6. 包括的性教育の導入促進

東京都が2023年12月25日に公表した「痴漢被害実態把握調査」の報告書によると、痴漢予防として、「若年層への包括的性教育の普及促進が、痴漢防止への意識醸成へとつながる」と記載されている。日本では性教育や包括的性教育が不十分であり、被害にあっても声を上げることができず、泣き寝入りしている被害者も多い。痴漢被害のリスクが高い若年層に対して、重点的に教育・啓発を行うと同時に、加害者になることを防ぐ意味でも、満員電車が多く特に痴漢被害のリスクが高い東京都において、国に先んじて包括的性教育を積極的に推進していただきたい。

(2) 加害者に対する再犯防止対策の実施

日本若者協議会は令和6年、東京都議会に対して「痴漢加害者に対する再犯防止プログラムの早期導入を求める陳情」を提出し、全会派一致で趣旨採択された。痴漢や盗撮・性犯罪など、性的逸脱の中には、本人の意思では止められない性依存症の人が含まれる。一方で、そのような人々に対する治療の取り組みやアクセスは十分ではない。痴漢を繰り返す加害者に対しては、良心の呵責を感じる者も多く、そのような人々に対して再犯防止のための支援が不可欠である。そこで下記を要望する。

- 性暴力の加害者に対して、誰でも気軽に相談できる窓口の開設
- カウンセラーが相談に応じ再犯防止のために必要なプログラムを案内する面接相談
- 再犯防止専門プログラムや生活自立支援プログラムの提供などの支援策の導入

(3) 生徒による盗撮行為への対策強化

学校での盗撮が後を絶たず、犯罪グループの過半数が中高生だったというケースも見られる。そうした盗撮データを売買している大人を取り締まることはもちろん、盗撮は犯罪行為であることを学校できちんと周知し、被害生徒をケアする体制作りも求められる。生徒指導提要には学校で性被害が起きた際の対応は記載されているが、児童・生徒間の性暴力に特化した全国統一の手引きはない。東京都独自の対策マニュアルの策定等の対応を求める。

(4) 教職員による性暴力を防止する学校風土の醸成

法改正を受けて、東京都は「性暴力初動対応マニュアル」を制定し、第三者窓口を設置して対応にあたっている。2023年に性犯罪・性暴力等で処分を受けた教職員は過去最多の320人であり、引き続き深刻な課題である。教職員による性暴力は本人がそれが暴力であると気づきにくい他、仮に声をあげても被害者に落ち度があったという「セカンドレイプ」が起きやすいからだ。また、学校という環境では、生徒に対して教員が権力を持っておりその関係は対等ではない。そのため、より被害を訴えにくくなり易い現状がある。

そこで「教員からの体罰等」や「いじめアンケート」等の際に性暴力被害の質問項目を設けることや、定期的に「プライベートゾーンを触られたことがあるか」等のアンケートを実施することにより、教職員による性暴力を防止する学校風土を形成することが必要である。

(5) DV対策の強化

若者に限るとデートDVの被害の中心は男性であり、女性の2倍にもものぼる。誰ひとり被害から取り残さない社会を実現するため、既存の女性に対する自立支援や相談対応を男性にも提供することを求める。

●性と生殖に関する健康と権利（SRHR）を保障する社会制度の整備

(6) 包括的性教育の拡充★

日本の性教育の現状として、妊娠の経過や性交、コンドームの正しい使用法や、性感染症の予防策、DV対策、LGBTQについて等、リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために必要な内容が十分に教えられていない。

朝日新聞のアンケート（2018年5月14日）によると、性交の意味を約90%が中学校までに知っているが、「学校以外で知った」が93.6%であり、学校で正しい知識を学ぶ前に、友人やメディアの情報で覚えているのが実情である。性教育において国際的なスタンダードである、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は科学的根拠に基づいており、包括的性教育が「初めての性交」を「遅らせた」37%、「有意の影響なし」63%となっている。

包括的性教育が初めての性交を早めたという結論を導き出した調査研究は見られず、早いうちからの性教育は「寝た子を起こす」、性に対して奔放になって危険といった見方は誤りである。初交年齢が遅くなる、性交渉の頻度が減る、性的パートナーの数が減る、リスクの高い行為が減る、コンドーム（ガイダンスでは避妊具ではなく、性感染症の予防手段として扱われる）の使用が増えるなど、性行動に対して慎重になることがわかっている。若者のウェルビーイングに不可欠である、人権尊重、ジェンダー平等、多様性を含む肯定的な価値観、安全で健康的で肯定的な関係性を構築するための態度とスキルを学ぶ包括的性教育を積極的に推進すべきである。また、それを進めるための予算確保、環境整備も同時に進めるべきである。具体的な取り組みとしては下記を求める。

- 国際セクシュアリティ教育ガイダンスに沿った学習プログラムの構築・実施、現教員、保育士、幼稚園教諭、養護教諭に対する包括的性教育研修の計画・実施
- 教員、保育士、幼稚園教諭、養護教諭の養成課程に必須科目として包括的性教育の導入
- 看護系大学生を中心としたピアエデュケーターの育成
- 教員、保育士、幼稚園教諭の負担軽減、処遇改善
- 助産師会などの外部講師の活用、出張授業のシステム化、予算の確保
- 各自治体による保護者、養育者などへの情報提供、教育

(7) 学校での生理休暇の導入 & 職場での生理休暇の利用促進

日本の労働者には、生理日の体調不良で働くことが難しい場合に「生理休暇」を求める権利がある。一方、このような生理休暇の制度は小学校や中学校、高校には基本的でない（高知県高知市の私立校「土佐塾中学・高校」は、生徒会による要望を受けて「生理休暇」を導入）。今の制度では生理が理由で欠席や早退をすると成績や内申点に悪影響が出てしまい、（女子）生徒に不利な状況である。そのため、生理が理由で休んでも悪影響が出ないように、学校での生理休暇の導入を求める。

また、労働者に適用されている職場での生理休暇の取得率は0.9%にとどまっており、有給休暇とする、プライバシー保護のため名前を変える（F休など）、申請をしやすい環境整備なども取り組みも必要である。

(8) 生理教育の実施

「生理の貧困」解消や「生理休暇」導入を進めるためには、社会的な理解が重要であり、生理を経験する人もしない人も充実した生理教育を受けるべきである。生理ナプキンの使い方や生理の仕組みだけでなく、生理痛や月経前症候群、婦人科に行くべきタイミングや生理を取り囲むスティグマなど、実践的で詳しい内容を教えてほしい。充実した生理教育を生徒

全員に行うことを求める。また先生の中にも生理に対する十分な理解を持っている人が少ないため、副教材の開発や、外部講師による研修などを通じて教育を行うことを求める。

(9) 教職員に対するジェンダー教育の実施

教育現場において教職員から発せられるメッセージは子どもたちに大きな影響を与える。月経中の児童生徒に対する体育の見学禁止や、性的マイノリティ・LGBTQに対する差別的な発言などは生徒の今後の価値観に大きく影響する。それだけでなく、理解のない教職員の姿を悪い手本にした結果、ジェンダーなどに対する無理解を内面化した児童生徒が、当事者性をもつ他の児童生徒を傷つけることは、学校という健全な育成を促進する場にそぐわず、防止する必要がある。また男女で異なる服装・髪型を強要することは不登校の原因ともなりうる。そのために、いかなる授業においても教職員が「ジェンダーニュートラルな表現・態度」を示し、児童生徒が安心して学べる環境を作るために、すべての教職員に対するジェンダー教育を実施するべき。

(10) 中学生・高校生などの若年妊娠をした人でも学校生活を続けられる支援体制づくり

現在、具体的な性教育が実施されておらず、妊娠や出産がすべて自己責任となっている一方で、中学生や高校生の時点で妊娠・出産をすると学校を（自主）退学させる場合がある。この処分は、若者のその後の生活をより一層厳しくしている。なぜならその生徒の学ぶ権利を奪い将来自立する機会を奪っているからだ。このような事態を解消するために、妊娠・出産をした生徒がその後も学校生活を送れるような支援体制づくり・実質的な退学処分の禁止を求める。またとうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）と学校教育機関が連携し、妊娠をした児童生徒が適切な支援に繋がることができるよう促すべきである。

IV. くらし

★は重点項目

●結婚・妊娠・子育てがしやすい東京へ

(1) 現役世代への家賃補助（大学生・大学院生）★

日本では企業の福利厚生として住宅手当が出されてきたこと、住宅ローン減税を充実させてきたことを主な背景に、現役世代への家賃補助がほとんど行われていない。しかし、近年福利厚生が縮小し、対象外の非正規雇用も増えてきたことから賃貸利用者への支援が不足している。「住居確保給付金」の対象が拡大されたものの、原則として学生は対象外になったままである。日々の暮らしによって、若い世代の大きな負担となっているのは賃貸費用であり、現役世代への家賃補助を拡充すべきである。

東京都は2022年以降マンション価格が高騰しており、吊られて賃貸料も上昇しており、学生や若手社会人は住宅費確保が困難になっている。特に大学院生・博士生は労働に見合う給与が毎月支給される若手社会人とは異なり、研究活動に邁進しても研究費・助成金を獲得するための申請・審査を通らなければ、確実に収入が得られるわけではなく、喫緊の課題である。

(2) 出産後に再就職活動を行っている家族が抱える「保育所入園の壁」の解消

東京都では子ども・子育て支援法 施行規則に基づき、保護者が求職活動中の場合も保育所に子どもを預けられる制度が設けられている。求職活動を理由に保育所を利用する場合、利用期間が限定されており、優先順位が低くなるため、実際には入所が非常に難しい状況がある。また求職中の保護者は共働き家庭に比べて圧倒的に不利な扱いを受けることが多く、再就職を目指す保護者が安心して求職活動を行える環境が整っていない。

そこで、求職活動期間中の利用可能期間（現在は原則3か月）を延長し、再就職までの支援を強化することや、事業所設置型保育施設など認可外保育施設を増設し、多様な働き方や求職状況に対応できる環境を整備することを求める。

(3) 「小1の壁」の解消

「小1の壁」とは、小学校入学に伴い子どもの預かり時間が短縮され保護者の働き方や生活スタイルに大きな影響を与える問題である。子どもが家や校門前で学校が開くのを待つ状況が発生し安全面に懸念があることや、保護者が出勤時間に間に合わず、仕事と育児の両立が困難になることが課題である。

そこで、登校時間までの間、体育館や図書室など安全な場所で子どもたちが過ごせる環境を整備し、校門開放時間中は民間企業に委託して見守り員を配置し、子どもの安全確保と教員負担軽減を両立させるべきである。豊中市や三鷹市など先行事例を参考にしたモデル事業として展開することも考えられる。

(4) 結婚支援

東京都の合計特殊出生率は2023年に0.99と過去最低を記録し、全国最下位となった。背景には就学・就業を機に東京へ移住する女性が多く流入したことが挙げられるため、子育て政策に不足が生じているとは考えにくい。他方、有配偶者の出生率は全国平均並みである一方、第2子以降の出産が少ない傾向がみられ、また婚姻率も年々減少しており、今後少子化が加速する可能性が高い。

低い第2子以降の有配偶出生率や婚姻率の減少の最大の原因は「経済的負担」の大きさである。結婚適齢期の若者が安心して将来を考えることができるよう、以下の経済的支援を求める。

- 新婚夫婦向けに都内賃貸住宅の家賃補助
- 新婚世帯に対し、家具や家電購入費用を補助
- 都内への転居時に引越し費用を一部補助
- ペアローンリスク（配偶者死亡時など）への対応

(5) 高騰する出産費用の負担軽減

東京都の出産費用は2022年度で約60万円と全国で最も高く、最も安い熊本県との差は24万円に達している。さらに、妊婦健診や妊娠診断などの通院費用を含めると、自己負担額が15万円以上になるケースもあり、多くの家庭にとって大きな経済的負担となっている。そこで以下を求める。

- 東京都内の医療機関ごとの出産費用を「見える化」し、差額ベッド料やお祝い膳などのオプション費用を明確に表示する仕組みを導入すべき
- 東京都独自の補助制度を創設し、高額な出産費用に対する追加支援を実施すべき
- 正常分娩に対する公的医療保険適用を国に働きかけるとともに、東京都独自で試験的な保険適用モデル事業を実施すべき

(6) 妊婦へのRSウイルスワクチンの公費助成

RSウイルスは、2歳までにほぼ100%の乳幼児が感染する呼吸器感染症であり、特に1歳未満の乳児が初めて感染すると重症化するリスクが高いとされている。この感染症を予防するために妊婦向けのRSウイルス母子免疫ワクチンが開発されたが、接種費用は約30,000円と

高額であり、公費助成制度は現在ほとんど存在していない。そこで妊婦向けRSウイルスワクチン接種費用の全額または一部を公費で助成する制度を東京都独自に導入するべきである。

(7) 保育士の労働環境の改善

保育士は子どもたちへの保育業務に加え、膨大な事務作業や雑務を担っており、その負担が残業や持ち帰り仕事につながっている。具体的には、連絡帳記入、保育日誌作成、児童票記録、保育計画書作成などが挙げられる。保育士の労働環境を改善するため、以下を提言する。

- 園児の出欠管理、保護者への連絡事項、イベント出欠確認などをICTツールで自動化する仕組みを導入すべき
- 経理、人事、労務管理など専門性が必要な事務作業を外部の事務代行サービスに委託するモデルケースをつくるべき
- 保育士が十分な休憩時間を確保できるよう勤務体制を見直し、東京都独自のガイドラインを策定すべき

(8) ステップファミリーへの支援

我が国の離婚件数は18万人を超え増加傾向にあり、婚姻全体に占める再婚の割合も26.7%と10年前に比べると4倍以上に増加している。その結果、子どもを連れて再婚し血の繋がりのない親子関係を含むステップファミリーが増加傾向にある。

ステップファミリーは、再婚したパートナーは「継親」として機能しなくてはならず強い葛藤を抱えること等の「前家族関係をめぐる問題」や、文化や生活習慣の違い等の「現家族関係をめぐる問題」があり、初婚家庭と比べて非常に難しい。しかし相談先が友人知人のみで、公的な相談窓口や支援制度がなく孤立する傾向にある。既存の子育て支援センターにおいては、「標準的家族」と同一視した助言や不適切な支援が行われており、改善が必要となる。よって、次を提言する。

- 標準的家族とは異なるステップファミリーに特化した支援機関や支援プログラムを設けること。
- ステップファミリー内の再婚したパートナーの孤独孤立に対応する相談機関を設けること。
- 離婚後の親と子どもの面会交流の制限を、こども基本法に謳われた「子どもの権利」に照らして適正化すること。

(9) 新世代児童館への転換促進

児童館は、子どもたちが安心して過ごせる場所として重要な役割を果たしてきたが、従来型の施設では現代の多様化する子育てニーズに十分対応できていない場合がある。新世代児童館は、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点機能を統合し、子ども・保護者・地域全体を支える包括的な施設として注目されている。しかし、自治体がこの転換を進めるには財政的支援や運営体制の整備が必要である。東京都が基礎自治体に対し、新世代児童館への改修費や設備費に対する助成金を増額することや、一時預かりや育児相談などのサービスを提供するための賃借料補助（例：年額2,500千円）や特別支援対応加算（例：年額1,147千円）を新設するべきである。

●安心安全で快適な街づくり

(10) 中高生以上向けの遊び・活動拠点の整備★

近年、年々、インターネット空間（SNSなど）を居場所と感じる小中高生が増えており、彼ら彼女らが家庭や学校、習い事以外で放課後等を過ごせる場が不足している。既存の児童館等においては小学生が主なターゲットとなっており、中高生の居場所となりうる場所が少なく、商業施設や大人が利用するコワーキングスペース等で余暇を過ごしている。安心して過ごせる居場所を整備するため、以下を求める。

- 都保有施設における若者割の創設
- 都立公園や都保有施設において子ども若者の意見を反映した整備と管理の推進
- 若者と場所や社会とを媒介するユースワーカーの常駐
- 中高生向け施設に関する情報の一覧化

(11) 効率的で魅力的な街づくり

都市空間の活用は、地域の魅力向上や回遊性の高い街づくりに不可欠である。東京都内では、新宿区西新宿地区の再整備方針に基づき、道路と沿道街区が一体となった都市空間形成が進められている。また、丸の内仲通りなどでは路上活用による賑わい創出が実施されている。しかし、基礎自治体がこれらを広域的に展開するには財政的・技術的支援が不足しており、総合計画と都市計画を一体化した取り組みが求められる。そこで次を提言する。

- 東京都が基礎自治体向けに、ストリート活用に関する包括的なガイドラインを策定すべき
- 基礎自治体が屋外空間活用プロジェクト（例：歩行者ネットワーク整備、賑わい施設設置）を推進する際の補助金制度を創設すべき

- 官民連携による実験的取り組み（例：キッチンカー営業、カーシェアスペース設置）への助成金を提供すべき
- 時間帯別で異なる用途（例：荷捌きスペースと歩行者滞在空間）に対応する社会実験を拡大すべき

(12) 客引き行為の包括的規制強化

東京都内では、通行人を執拗に勧誘する客引き行為や、街中での「客待ち」が問題となっている。これらの行為は歩行者の安全や地域の景観を損なうだけでなく、ぼったくり被害や反社会的勢力との関係を含む犯罪行為につながる可能性がある。現在、東京都迷惑防止条例や風営法によって一定の規制が設けられているが、不特定多数への呼びかけや客待ち行為には十分な対応がなされていない。

そこで不特定多数への呼びかけ（誘引）や客待ち行為に対しても警察が中止命令を出せるよう条例を改正し、店舗への罰則規定（例：50万円以下の罰金）を設け、抑止力を強化すべきである。

(13) 「つながる東京」へ向けた通信環境の改善

東京都が掲げる「つながる東京」では、都民がいつでもどこでも安定した通信環境を享受できる社会の実現を目指している。しかし電車内での通信環境は未だ課題が多く、特にトンネル内や混雑時には接続が不安定になることがある。これにより、通勤・通学時間帯における情報アクセスや緊急連絡手段が制限される状況が続いている。そこで、実証実験が進められている移動体における通信環境を改善する技術の導入や、駅構内や周辺における5G（ミリ波）基地局設置の推進を求める。

V．気候変動・脱炭素

★は重点項目

●意思決定プロセスの中立性・公平性の確保

(1) 気候市民会議の開催★

現在の政策決定は、ステークホルダーや専門家が審議会で議論する形で行われている。しかし、エネルギー政策は非常に専門性の高い分野である一方、影響を受ける人々による価値判断が必要であり、トランス・サイエンス（科学に問うことはできるが、科学では答えることができない問題群）の考え方が重要である。

よって、無作為抽出や参加への補償によって多様な参加者を集め、多角的な情報提供を行い、参加者が気候変動対策について話し合い、提言を作り上げる気候市民会議を開催すべきである。

(2) 気候変動対策の専門家を配置

気候変動を止めるためには国だけでなく各地域での対策も必要である。地域によって特性は異なるため、効果的で住民が参加したいと思える取り組みにするには、その地域に合った気候変動対策が必要である。しかし、専門知識を持った人材の不足や企業と地域のトラブルなどの問題が起きている。現在、支援制度として「脱炭素まちづくりアドバイザー」や「地方創生人材支援制度（グリーン専門人材）」などがあるが、これらを活用している自治体は全体の10%未満にとどまる。東京都も同制度の活用や民間人材の登用を積極的に実施するべきである。

(3) 専門委員会の選定基準の明確化

東京都は気候変動対策において重要な役割を担い、HTT（つくる・減らす・蓄める）や2050年カーボンニュートラル実現、2030年カーボンハーフ目標に向けた取り組みを進めている。政策決定をより将来的な目線で行うため、審議会委員の選定基準を示すとともに、事務局による議題設定・審議のスケジュールについて、経緯を踏まえた具体的な説明を積極的に行うべきである。なお、気候変動等の将来的な影響を被る若者の多様な意見は俎上に載せるため、こども家庭庁の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」等を参考にしつつ、審議会委員の選定基準として、複数の若者枠を設けることを求める。

●気候危機への対応とエネルギーの安定供給の実現、緑化推進

(4) 学校における省エネルギーの推進（特に断熱対策）★

東京都は中長期的にエネルギーの安定確保を目的に「HTT」を推進している。省エネルギーを推進することは、エネルギー消費自体を減らすことで、気候変動対策になるだけでなく、需要家の経済的メリット、エネルギー自給率の向上といった効果がある。また、断熱は住宅等での生活環境改善にもつながる。そのため、できる限りの省エネルギー推進が求められる。しかし、学校等の公共施設には未だ余地が大きく、住宅の省エネ基準は欧米に比べて低い状況である。よって、学校等の公共施設での省エネ推進の強化を求める。

(5) 浮体式洋上風力発電の推進

東京都は、伊豆諸島沖で国内最大規模となる100万kW級の浮体式洋上風力発電設備の導入を目指している。このプロジェクトは、一般家庭90万世帯分の年間消費電力量を賄う潜在能力を有し、東京都の脱炭素化目標達成に向けた重要な取り組みである。しかしながら、送電ルートの確保や環境影響評価、地域住民や漁業関係者との合意形成など、多くの課題が残されている。海底ケーブル敷設や送電容量拡大に向けた国・都・民間の連携を強化し、早期の実現を求める。

(6) 既存の公共施設・商業施設に太陽光パネルの設置

東京都では、新築住宅等に太陽光パネル設置義務化が進められており、とても高く評価できる。他方、東京都内の建物の太陽光パネルの設置率は4.24%程度と、既存の建物への太陽光パネル設置は不十分である。よって、一定の条件（広さや高さなど）を満たした既存の公共施設・商業施設の壁面や屋上に太陽光パネルを設置することを求める。

(7) ディマンドリスポンスの仕組みの拡充

ディマンドリスポンス（DR）は、電力需給バランスを調整するために需要家が電力使用量を制御する仕組みであり、ピーク時の電力消費抑制やエネルギー効率向上に寄与する。日本ではインセンティブ型の「下げDR」が主流で、需要家が節電やピークシフトを行うことで報酬を得る仕組みが一般的である。東京都でも節電に応じた家庭等の需要家に上乘せポイント付与等する取組及びシステム構築等に対し補助する事業を行っている。

他方、DR参加者の拡大が進まず、特に家庭部門での普及が限定的である。そこで、スマートメーターやHEMSの設置補助金制度を拡充し、家庭部門でのDR参加の促進や、大規模施設や工場でのピークシフトや蓄電池活用を促進するため、事業者向け補助金制度を新設するべきである。

(8) カーボンフットプリントのルール制定

カーボンニュートラルを目指す中で、製品・サービスのライフサイクル全体における温室効果ガス（GHG）排出量を「見える化」するカーボンフットプリント（CFP）の重要性が増している。経済産業省と環境省は2023年に「カーボンフットプリントガイドライン」を策定し、算定方法や検証基準を整備したが、業界別の具体的な算定ルールや普及促進の取り組みはまだ十分ではない。中小企業向けにCFP算定支援ツールや研修プログラムを提供し、算定負担軽減と普及拡大を図るべきである。

(9) AI技術の活用で加速させる地域脱炭素の実現

地域脱炭素化は、地球規模の気候変動対策において重要な課題である。AI技術は、膨大なデータをリアルタイムで解析し、エネルギー消費の最適化や効率向上を支援することで、温室効果ガス排出量の削減に寄与する。英国ではAIを活用した脱炭素プログラムや実証事業が進行しており、地域ごとの特性に応じた持続可能なソリューション提供が進められている。東京都においても地域ごとのエネルギー消費データや資源利用状況を収集・解析するAIプラットフォームの構築や、エネルギー需給バランス調整にAIを活用し地域内での「地産地消」を促進するべきである。

(10) 東京都心地域の緑地比率の向上★

東京23区における緑地比率は約18.5%で、OECD諸国の平均と比べると半分以下となっている。生物多様性や気候変動はもちろん、ウェルビーイングにおいても緑地は重要であり、都心部において緑化を積極的に促すべきである。イギリスでは、開発事業者が開発前に比べて生物多様性を10%以上増加させることを義務付ける「生物多様性ネットゲイン（BNG）」政策を導入しており、東京都でも同様の取り組みを求める。

●気候変動対策に関する教育・周知の強化

(11) 中小企業向けの教育プログラムとインセンティブの導入

気候変動やエネルギー安定供給の課題は、企業規模を問わず対応が求められる喫緊の課題である。中小企業は国内の温室効果ガス排出量の1～2割を占めるとされており、脱炭素社会の実現には彼らの積極的な参画が不可欠である。しかし、独自で対応するには資金や知識が不足している場合が多く、政府や自治体による支援が求められている。特に、教育プログラムを通じた知識普及とインセンティブ制度による経済的支援は、中小企業が持続可能な経営に転換するための重要な施策である。

(12) SSH (Super Sustainable High School) の認証制度の導入

持続可能な開発のための教育（ESD）は、気候変動や社会課題への対応力を育む重要な教育理念である。東京都では国際的な課題解決能力を持つ次世代リーダーの育成が求められており、文部科学省が実施する「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」事業を参考に、ESD教育を実践する高校を認定し、支援する仕組みが必要である。COP（国連気候変動枠組条約締約国会議・生物多様性条約締約国会議）等の国際会議への参加や地域社会との連携を通じて、生徒が持続可能な社会の形成者として成長することが期待できる。

以上